

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	美川地域 (西谷、東谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西谷・東谷集落は、美川支所から北西に約2キロの場所に位置する山間部で、人口は、西谷・東谷併せて17世帯28人、その内70才以上が24人という、人口減少と高齢化が顕著な集落である。認定農業者等の大規模農家はおらず、各個人による小規模営農となっている状況であるため、後継者の確保が課題となっている。

農用地や農作業施設等の維持・管理には、中山間地域直接支払制度を活用し、協定参加者全員で適切な農地の維持管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

西谷は、水稻を中心に、地域で支えあい可能な限り農業生産活動を維持していく。

東谷は、水稻・そば・野菜を栽培しており、そばの収穫やそば打ち体験、野菜の収穫体験等の交流を定期的に行い、地域の付加価値を高めている。

また、市内の朝市への出荷を毎日行っている農家あり、安定している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
まずは、自己所有農地を可能な限り管理保全する。農業の継続が困難な農地が発生した場合、地域で検討を行い、協力して維持を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域で協議しても耕作放棄地になりそうな農用地については、農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路等、補修等が必要な箇所があれば、状態に応じて個別に対策・修繕を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の育成・確保のため、U・J・Iターン者や定年帰農者などからの相談から定着までが切れ目なく取り組んでいけるよう、市・農業委員会・農地利用最適化推進委員・農林事務所・JA等の関係機関との連携を行う。空家バンク等も活用している。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当エリアには農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや猿の被害が多くみられる。防護柵等の獣害防止対策を行うとともに、地元猟友会と行政が連携して対策を講じていく。

⑦中山間等直接支払交付金事業を利用し、適切な農地の維持管理を行う。

⑩共同機械(トラクター・耕運機等)を維持していく。